

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 大日本印刷株式会社

【英訳名】 Dai Nippon Printing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北島 義俊

【本店の所在の場所】 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

【電話番号】 050(3753)0160

【事務連絡者氏名】 有価証券部長 土居 和夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

【電話番号】 050(3753)0160

【事務連絡者氏名】 有価証券部長 土居 和夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
大日本印刷株式会社情報イノベーション事業部
(大阪市西区南堀江一丁目17番28号 なんばSSビル)
(注) 情報イノベーション事業部は、法定の縦覧場所ではないが、
投資者の便宜のために任意に備置するものである。

1 【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円 総額10,065,688,816円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

定款変更の内容は、以下に掲載のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

変更前定款	変更後定款
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (省 略) (7) (省 略) (8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、化粧品、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売 (9) (省 略) (29) (省 略) (30) <u>企業の採用・人事異動・福利厚生・研修等の人事に関する施策の企画、運営及びデータ処理の事務代行並びに経理事務代行サービス</u> (31) (省 略) (39) (省 略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) 美術工芸品、家具・装備品、日用雑貨品、食料品、医薬品、 <u>医薬部外品</u> 、化粧品、 <u>医療機器</u> 、化学工業製品、繊維品、紙・紙加工品、木製品及び金属製品の製造及び販売並びに一般燃料類の販売 (9) (現行どおり) (29) (現行どおり) (30) <u>企業のデータ処理等の事務代行及び経理事務代行サービス</u> (31) (現行どおり) (39) (現行どおり)
(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>16</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第28条 (省 略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第37条 (省 略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、北島義俊、高波光一、山田雅義、北島義斉、和田正彦、森野鉄治、神田徳次、北島元治、齋藤隆、井上覚、塚田忠夫、宮島司の各氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬等の額を年額14億円以内（うち社外取締役8,000万円以内）に改定するものであります。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	505,142	354	127	(注) 1	可決 (99.1%)
第2号議案	501,286	4,211	127	(注) 2	可決 (98.4%)
第3号議案				(注) 3	
北島 義俊	420,314	85,166	127		可決 (82.5%)
高波 光一	465,777	39,027	806		可決 (91.4%)
山田 雅義	465,779	39,025	806		可決 (91.4%)
北島 義斉	465,092	39,712	806		可決 (91.3%)
和田 正彦	467,734	37,069	806		可決 (91.8%)
森野 鉄治	467,743	37,060	806		可決 (91.8%)
神田 徳次	467,748	37,055	806		可決 (91.8%)
北島 元治	467,641	37,162	806		可決 (91.8%)
斎藤 隆	467,821	36,982	806		可決 (91.8%)
井上 覚	467,828	36,975	806		可決 (91.8%)
塚田 忠夫	464,364	41,120	127		可決 (91.1%)
宮島 司	492,943	12,542	127		可決 (96.7%)
第4号議案	492,849	12,566	209	(注) 1	可決 (96.7%)
第5号議案	324,136	180,774	711	(注) 1	可決 (63.6%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 決議の結果（賛成の割合）につきましては、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主分）に対する、本株主総会前日までの事前行使の賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち賛成が確認できた議決権の合計数の割合であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。